

一般財団法人医療関連サービス振興会
第231回月例セミナー

外国人技能実習制度
～ビルクリーニング職種による
良質な人材育成の試み～

平成28年9月6日（火）

講師：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
常務理事 堀口 弘 氏

<講師ご略歴>

堀口 弘 氏

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 常務理事

■略歴

昭和54年 早稲田大学第二文学部 卒業

昭和55年 社団法人全国ビルメンテナンス協会 入職
広報部にて「ビルメンテナンス」誌の編集業務に従事

昭和63年 社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業部次長
建築物衛生法、病院清掃・サービスマーク事業立上げ、
電気事業法改正等に従事

平成 9年 社団法人全国ビルメンテナンス協会 総務部長

平成18年 出向 財団法人建築物管理訓練センター 常務理事・事務局長

平成22年 社団法人全国ビルメンテナンス協会 事務局長

平成23年 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 常務理事・事務局長
現在に至る

『外国人技能実習制度 ～ビルクリーニング職種による良質な人材育成の試み～』



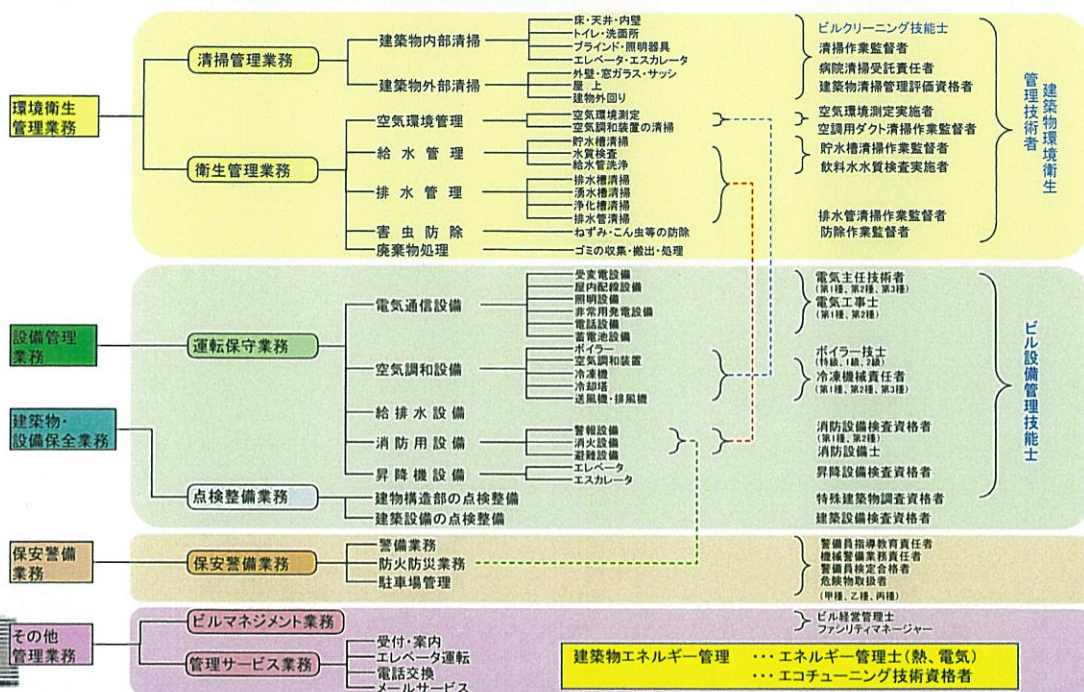
日時 平成28年9月6日(火) 15:00～17:00
場所 日比谷コンベンションホール

JBMA 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 常務理事 堀口 弘

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

1. ビルメンテナンス業務体系(関連資格)

ビルメンテナンス業

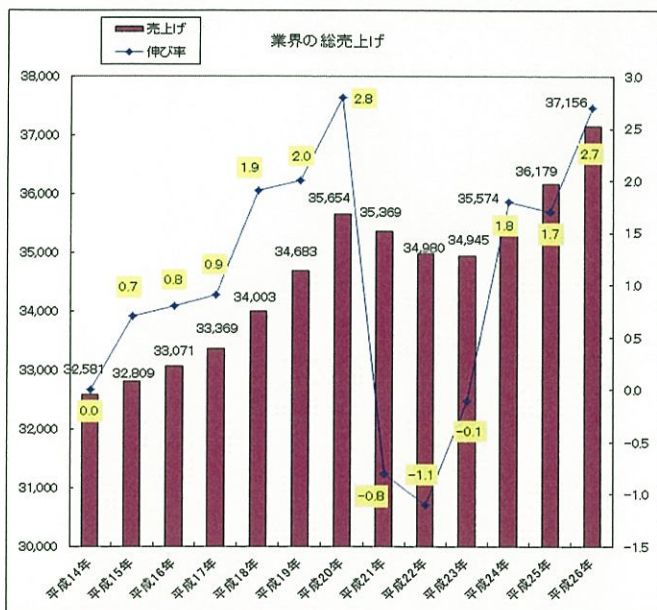


Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

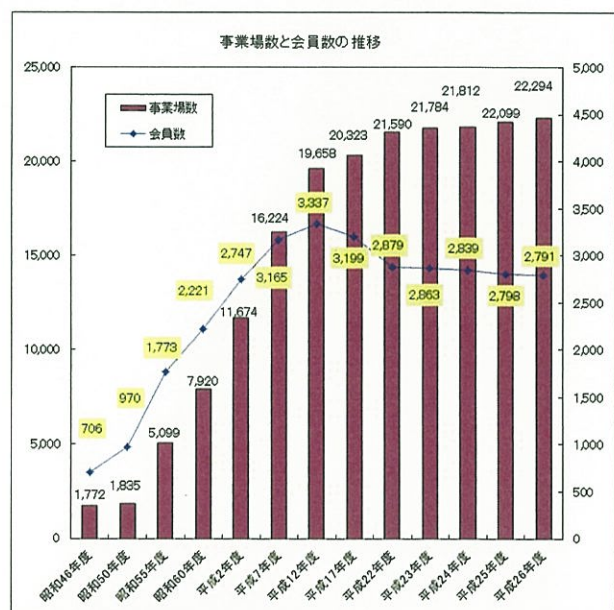
2. 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

- **名称・所在地** 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
(東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館5F)
- **概要** ビルメンテナンス業界における全国的な事業を展開する業界唯一の団体であり、加盟会員企業である正会員2,791社(平成27年12月末現在)及び連携会員(47都道府県ビルメンテナンス協会)から構成される。年間予算 9億6,104万円(平成27年度)
- **主な事業内容**
 - (1) ビルメンテナンスの技術、業務、事業等に関する調査研究
 - (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律20号)」に基づく登録業者への指導・助言及び同法制度に関する普及啓発
 - (3) ビルメンテナンスの制度、技術、知識等に関する普及啓発
 - (4) ビルメンテナンスの制度、技術、知識等に関する広報・キャンペーン
 - (5) ビルクリーニング及びビル設備管理に関する技能検定
 - (6) ビルメンテナンス各事業分野の制度、技術、知識等に関する教育・研修
 - (7) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業
- **沿革**
 - 昭和41年 1月24日 設立(13協会225社加盟)
 - 昭和45年 4月14日 「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法)成立
 - 昭和41年10月20日 社団法人認可
 - 平成13年10月 1日 技能検定の指定試験機関として厚生労働省より認定
 - 平成23年 6月 1日 公益社団法人移行設立

3. 業界の売上と事業場数の推移



表示単位: 左縦軸 (億円)、右縦軸 (%)
全国協会が毎年実施する「実態調査報告書」を基に推計



表示単位: 左縦軸 (事業場)、右縦軸 (会員数)
事業場数: 厚生労働省発表「労災保険収支統計」による
会員数: 全国協会発表、12月末時点による

4. 建築物衛生法と事業登録

＜「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の制定＞

高度経済成長に伴い全国的に建築物が増加する中で、不特定多数の人々が利用する建築物の室内環境を向上させるべく、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法、昭和45年4月)が制定された。

空気調和、給排水、清掃、ねずみ等防除について、建築物環境衛生管理基準を定め、建築物所有者等(ビルオーナー)に、この基準に従って、建築物を維持管理することを義務付けた。

＜登録制度＞

建築物内の環境衛生上の管理を業とする者(ビルメンテナンス企業等)に対して、事業者としての資質向上を目的として、一定基準(人的・物的要件)を満たした事業者は、都道府県知事の登録を受けることができる制度

1号	建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
2号	建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境(温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流)の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽(受水槽、高置水槽等)の清掃を行う事業
6号	建築物排水管路清掃業	建築物の排水管路の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	清掃、空調・換気設備運転、日常点検及び補修、空気環境測定、給排水設備運転、遊離残留塩素検査、給水栓における水色、濁り、臭い及び味の検査、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要なものを併せ行う事業

5. ビルクリーニング(建物清掃管理業務)の対象

汚れの質(量)の違いによって

1. 汚れ(付着異物)の区分
 - 1)土砂
 - 2)ほこり
 - 3)汚れ
 - 4)しみ
 - 5)ごみ
2. 汚れの性質
 - 1)水溶性
 - 2)油溶性
 - 3)その他(錆、溶解、変色、退色)
3. 状態・形状
 - 1)固着物
 - 2)付着物
 - 3)浮遊物
 - 4)その他

場所・材質等の違いによって

1. 部位別
 - 1)床面(弾性、硬性、繊維系、木質系)
 - 2)壁面(壁、窓、窓枠)
 - 3)立体面(扉、柱、)
 - 4)天井面(照明器具、換気扇)
 - 5)什器・備品(机、椅子、ロッカー)
2. 場所別
 - 1)玄関ホール
 - 2)事務室
 - 3)会議室、通路・エレベータホール
 - 4)トイレ・洗面所
 - 5)昇降装置
 - 6)階段
 - 7)駐車場
 - 8)屋上・ベランダ

作業頻度・建物用途の違いによって

1. 作業回数・頻度別
 - 1)日常清掃
 - 2)定期清掃
 - 3)中間清掃
 - 4)臨時清掃
2. 建物用途
 - 1)事務所ビル
 - 2)病院
 - 3)学校
 - 4)商業施設
 - 5)宿泊施設

状況に応じて、適切な資機材・方法を選択し、効率的・効果的な成果を上げる技能が必要とされる

6. ビルクリーニングの目的と技能検定の開始

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法、昭和45年4月)に基づき、建築物の維持管理向上を目指し、従事者の技能を向上させ、かつ全国的な平準化をはかるため、昭和50年に認定職業訓練の一つに「建築物衛生管理科」が加えられ、ビルクリーニングの職業訓練が開始された。

<ビルクリーニングの目的>

1. 衛生性 → 感染症の拡大防止、アレルギー疾患の要因低減、衛生害虫等の増殖を防止する
2. 美観性 → 建築物、仕上材、什器・備品について、美しさ(光沢度、手触りほか)を維持する
3. 安全性 → 建築物の利用者の安全(汚れに伴う転倒事故ほか)を守る
4. 保全性 → 建築物、仕上材、什器・備品について、長期的に使用できる状態を維持する

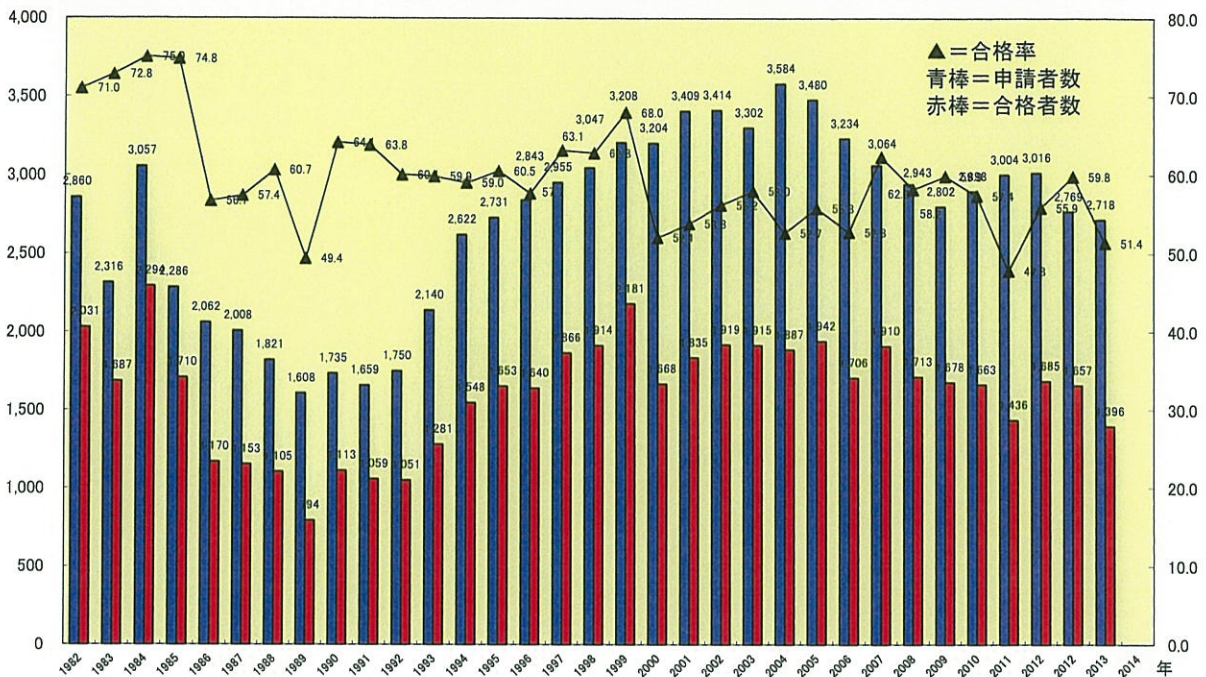
技能評価制度に基づき、昭和52年にビルクリーニングの技能審査、次に昭和57年には技能検定が開始された

7. ビルクリーニング技能検定(単一等級)の略歴

- 昭和50年 9月 建築物管理訓練センターで労働省認定職業訓練「建築物衛生管理科」が開講
- 昭和52年 3月 建築物管理訓練センターで技能審査の実施「ビルクリーニング技士」
- 昭和57年 5月 技能検定職種として「ビルクリーニング技能士」が認定
- 昭和57年 7月 全国ビルメンテナンス協会が技能検定試験業務を労働省から受託
- 昭和58年 3月 第1回ビルクリーニング技能検定合格発表(2,031名の技能士)
- 平成元年11月 第1回全国ビルクリーニング技能競技会(千葉・幕張)
- 平成13年10月 全国協会が試験指定機関として指定
- 平成16年 2月 実務経験年数の緩和・短縮(単一等級5年→3年)
- 平成16年10月 実技作業試験運用の見直し(1日あたりの定員を設定)
- 平成18年10月 実技作業試験資機材の見直し(全国统一資機材を配布)
- 平成24年 3月 ビルクリーニング技能検定認定後 30年
- 平成27年 5月 厚生労働省に対して複数等級化を申請

平成26年度で、技能検定は延べ、申請者 89,549人、合格者 53,260人に達した

8. 受検者(申請者・合格者)の経年推移

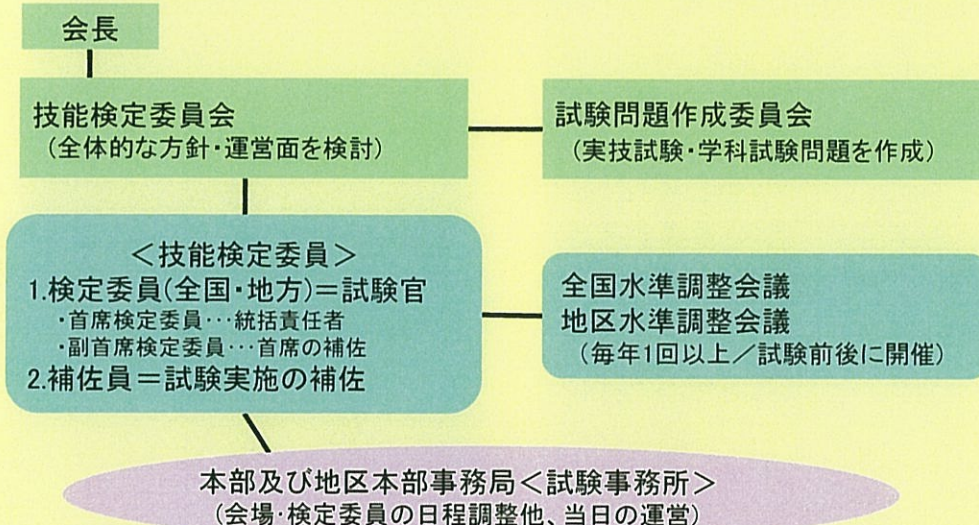


Copyright 2016 注)平均 申請者2,624人、合格者1,566人、合格率59.5% Japan Building Maintenance Association

9

9. ビルクリーニング技能検定の実施体制

全国協会会長のもと、技能検定委員会が運営の中心となり、9地区本部の会場において、技能検定委員(全国で約150名)及び補佐員、事務局が試験の実施・運営にあたる。



10. 単一等級から複数等級へ

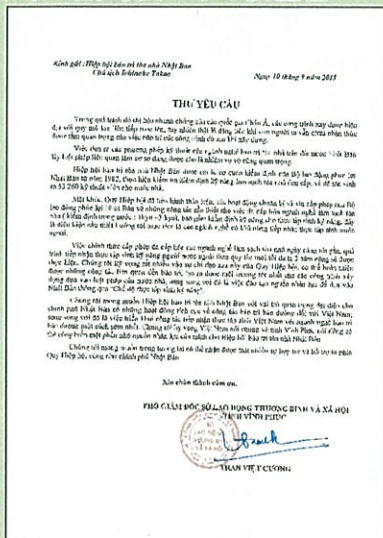
- 1. 汚れの変化**
食べ物、飲料水、文具他、床材や壁面等に対する汚れが多種多様化している。
- 2. 清掃対象(建築物)の変化**
セラミックタイルやタイルカーペット、石材等、床材を含め建築物の仕上材が多種多様化している。
トイレも温水洗浄便座等、家電化している。
- 3. ビルクリーニング技法(清掃方法)の変化**
病院や商業施設、宿泊施設、興業場等、建物利用が24時間365日間の稼働する中で、単にきれい(美観性)にするだけでなく、衛生性や保水性、安全性、快適性、感染防止対策等も含めた管理手法が要求されている。
- 4. 資機材(道具)の変化**
多種多様化する建築物の仕上材に対応し、洗剤やワックス、自動床洗浄機等の清掃資機材も多種多様化している。
- 5. 労働環境の変化**
高齢者や障がい者等の就労にも対応できる労働環境が要求されている。
- 6. 社会や環境の変化(環境保全意識の向上、法律の充実)**
能開法や建築物衛生法、労基法だけでなく廃掃法やグリーン購入法、品確法等、様々な法律に対応する必要がある。
- 7. 他国からのビルクリーニング技能に対する要望**
アジア各国から、建築物関係法の導入や、ビルクリーニング技能移転について要望が高まってきている。



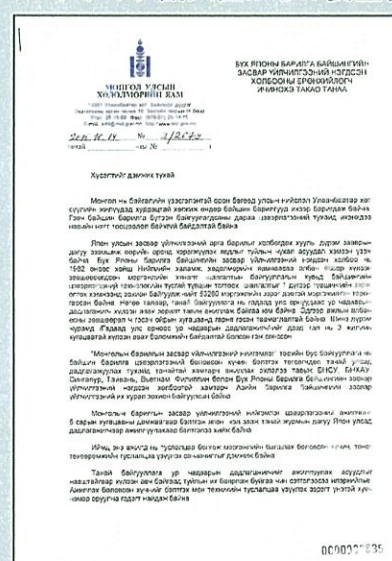
単一等級として発足した30年前と比較し、ビルクリーニングを取り巻く環境が変化する中で、複数等級の技能が必要かつ要求されてきている。

11. 諸外国からの要望

ベトナム・ヴィンフィック省 労働傷病兵社会問題局 クオン副局長からの要望書



モンゴル労働省 Jアトホヤグ副大臣からの要望書



12. ビルクリーニング職種認定の経緯

1. 協会としての決定

- 2014(H26)年1月 ビルメン議員懇談会朝食会・・・外国人技能実習生対応の要望
- 2014(H26)年2月 厚生労働省からの回答
- 2014(H26)年3月 専門委員会を設置し検討開始

2. 検討実施体制

- 1) 技能検定委員会の下に専門委員会「複数等級WG」を設置し検討
- 2) 事務局は、事業部が担当(技能検定担当部署)

3. 専門家会議(厚生労働省)

- 第1回 等級別技能に関する審議 → **3級の技能レベルで指摘を受ける**
- 第2回 等級別技能の再検討と試験課題に関する審議
→ 3級を含め、基礎2級から1級までの技能と試験課題で了解を得る。
- 第3回 採点項目・基準及び審査基準に関する審議
→ 採点項目と基準で了解を得る。**客室整備作業の周辺作業は却下される。**

13. ビルクリーニング職種認定の経緯2

<準備段階(能力評価課)>

- 2014年3月～2015年2月 → 複数等級化ワーキンググループ及び技能検定委員会
- 1. ビル・ビル設の複数等級化の検討開始(基礎2級、基礎1級、随時3級、3級、2級、1級)
- 2. ビル設は見送り(設備の基準が国間で異なるため、仕様・基準の設定が難しい)
- 3. 第1回トライアル 全等級試行試験(伊藤能力評価長が立ち会い)
- 4. 複数等級化申請 2015年5月19日 塩崎厚生労働大臣宛に申請 (4月理事会承認)

<検討段階(JITCO、海外研修室)>

- 2014年4月～2015年11月 → 複数等級化ワーキンググループ及び技能検定委員会
- 4. 第1回専門家会議 2015年11月17日 → 3級を中心に技能レベル見直し

<最終段階(海外研修室)>

- 2015年12月～2016年4月 → 技能検定委員会及び外国人技能実習生対策委員会
- 5. 第2回トライアル 2016年12月9日 海外研修室 石川専門官が立ち会い
- 6. 第2回専門家会議 2016年2月8日 → 等級別技能及び試験課題の承認
- 7. 第3回トライアル 2016年2月15日 海外研修室 池田室長補佐が立ち会い
- 8. 第3回専門家会議 2016年2月29日 → 最終承認(ただし客室整備作業を除く)

14. 職種認定にあたっての課題

1. 主な検討課題

- 1) 等級別技能の設置 ……等級(レベル)に応じた技能(作業)があるか否か
- 2) 3級の位置付け ……3級のレベルをどこに位置付けるか
- 3) 試験科目の範囲と細目 ……対象・部位・使用資機材等の等級と課題内容との調整
客観的評価の採点項目と基準
- 4) 審査基準 ……作業の定義(1・8号登録)、客室整備作業の周辺作業妥当性

2. 関係機関との調整

- 1) 能力評価課 ……2015年7-8月のパブリックコメント以降、外研室が中心
- 2) JITCO ……2015年11月の第1回専門化会議以降、外研室が中心
- 3) 送り出し国 ……要望書提出の協力依頼(ベトナム国、モンゴル国)

3. 今後の協会での実施体制

- 1) 外国人技能実習生対策委員会を設置
 - ① 送り出し国には、事業スキームに基づく連携
 - ② 受け入れ企業には、技能実習生の雇用促進(制度の周知及び監理団体等との連絡)
 - ③ 技能実習生には、送り出し国及び入国後1カ月研修におけるビルクリーニング訓練支援

15. ビルクリーニングの作業区分

頻度別	日常清掃作業	定期清掃作業	中間清掃作業	臨時清掃作業
内容	毎日に1回以上等の頻度で行う作業(年間200回以上)	年又は月等の単位で行う作業	日常清掃と定期清掃の間で、汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う部分(小範囲)清掃作業(不定期)	汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う全体(大範囲)清掃作業(不定期)
作業概要	日常付着する汚れ(ほこり、土砂・泥土、手あか、コンクリート片、金属片、昆虫、植物、付着物の一部等)を除去する。	経時的に積み重なった汚れ(歩行動線等の目立つ部分<けもの道>や、固着物=手あか、水あか、油污れ、食べかす、炭素・金属粉、カビ・コケ、毛髪、消しゴム、ガム、のり跡、ゴム跡、昆虫・植物跡、しみ等)を除去する。	飲みこぼし等のしみの除去を含め、日常清掃と定期清掃の間に、汚れの状況を判断し、部分的に汚れた箇所を除去する。 <けもの道>を作らないようにする。	臨時的に生じる汚れを除去する。 <契約(仕様)以外の業務> 例えば、テナントの入退室に伴う清掃、自然災害時等(床上浸水等の風水害)の清掃
技能レベル	基礎1級以上	3級以上	2級以上	2級以上
部位別作業	1. 床面(弾性、硬性、繊維系、木質系) 2. 壁面(壁、窓、窓枠) 3. 立体面(扉、柱、便器、洗面台、ブラインド) 4. 天井面(換気扇、空調吸排口、照明器具) 5. 什器・備品(机、椅子、ロッカー)			
場所別作業	1. 玄関ホール、2. 事務室、 3. 会議室・役員室・応接室、通路・エレベータホール 4. トイレ・洗面所、5. 湯沸室・給湯室、6. 昇降運搬設備 7. 階段、8. 食堂、9. 更衣室・浴室・シャワールーム 10. 喫煙スペース、11. ごみ集積所 12. 駐車場、13. 屋上・ベランダ、14. 外周・犬走り			
建物用途別作業	1. 事務所ビル、2. 商業施設、3. 学校、4. 病院、5. 宿泊施設、6. 協同住宅			

16. ビルクリーニングの等級別技能レベル

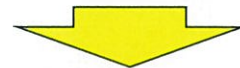
	基礎2級	基礎1級	3級	2級	1級
1. 技能レベル	基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識	初級技能者が通常有すべき技能及び知識	中級技能者が通常有すべき技能及び知識	上級技能者が通常有すべき技能及び知識
2. 修得期間の目安 (日本人の場合)	1年 (2~6カ月)	2年 (6カ月~1年)	3年 (1~2年)	(2~5年)	(5年以上)
3. 到達対象	(具体的な) 指示に基づく	(一定の) 指示に基づく	一人前	班長/チームリーダー	現場責任者
4. 作業の段取り	器具・資材の準備・片付け (清掃、洗濯、保管) と消耗品の補充 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	資機材の準備・片付け (清掃、洗濯、保管) と消耗品の補充 作業動線の確保 * 一定の指示に基づく作業手順の実施	資機材の準備・片付け (清掃、洗濯、保管) と消耗品の補充 作業動線の確保 * 作業手順に基づく作業の実施	資機材の準備・片付け (清掃、洗濯、保管) と消耗品の補充 作業動線の確保 担当割り・人員配置 * 作業計画に基づく作業手順の作成	資機材の準備・片付け (清掃、洗濯、保管) と消耗品の補充 作業動線の確保 担当割り・人員配置 * 仕様 (契約) に基づく作業計画の作成
5. 作業範囲	器具の使い方及びそれを修得するための各種清掃作業の補助 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	日常清掃作業 (I/D) * トイレ日常清掃は除く * 一定の指示に基づく作業手順の実施	日常清掃作業 (I/D) 定期清掃作業 (I/M 1/Y) * トイレ定期清掃は除く * 作業手順に基づく作業の実施	日常清掃作業 (I/D) 中間清掃作業 (汚れ具合) 定期清掃作業 (I/M 1/Y) 臨時清掃作業 * 作業計画に基づく作業手順の作成	日常清掃作業 (I/D) 中間清掃作業 (汚れ具合) 定期清掃作業 (I/M 1/Y) 臨時清掃作業 建物用途別清掃作業 * 仕様 (契約) に基づく作業計画の作成
6. 資機材の整備	器具の正しい手入れと後始末 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	機械・器具の正しい手入れと後始末 機械の基本的な点検と補修 * 一定の指示に基づく作業手順の実施	機械・器具の正しい手入れと後始末 機械の点検と補修 * 作業手順に基づく作業の実施	専門的な点検・補修はメーカー等に依頼 * 作業計画に基づく作業手順の作成	専門的な点検・補修はメーカー等に依頼 * 仕様 (契約) に基づく作業計画の作成
7. 試験課題	1. 器具の使い方	1. 弾性床事務室清掃作業 2. 繊維系床会議室清掃作業	1. 弾性床ドライバフ作業 2. ガラス面洗浄作業 3. トイレ日常清掃作業	1. 弾性床スプレーバフ作業 2. トイレ定期清掃作業 3. 繊維系床汚れ取り作業	1. 弾性床表面洗浄作業 2. 繊維系床部分洗浄作業 3. 壁面洗浄作業

17. 2号移行対象職種への追加

11 平成28年4月1日 官報 第6747号

技能実習制度推進事業等の運営基本方針の一部を変更する基本方針

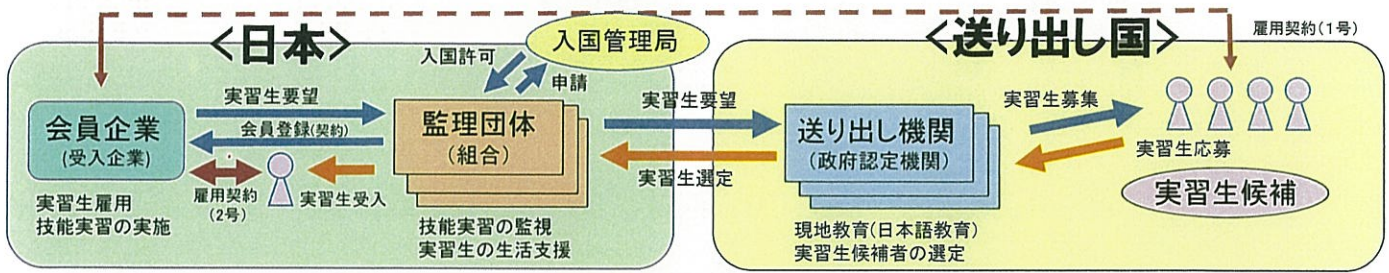
平成28年4月1日 官報 第6747号
 <官庁報告>
 技能実習制度推進事業等の運営基本方針の一部を変更する基本方針



2号対象移行職種が、74職種133作業に改められ、ビルクリーニング職種(ビルクリーニング作業)を追加された

18. 外国人技能実習制度概要

◆関係者の相関



1. 企業単独型 : 日本の企業等(実習実施機関)が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施
2. 団体監理型 : 商工会や中小企業団体等営利を目的としない団体(監理団体)が、技能実習生を受け入れ、傘下の企業等(実習実施機関)で技能実習を実施

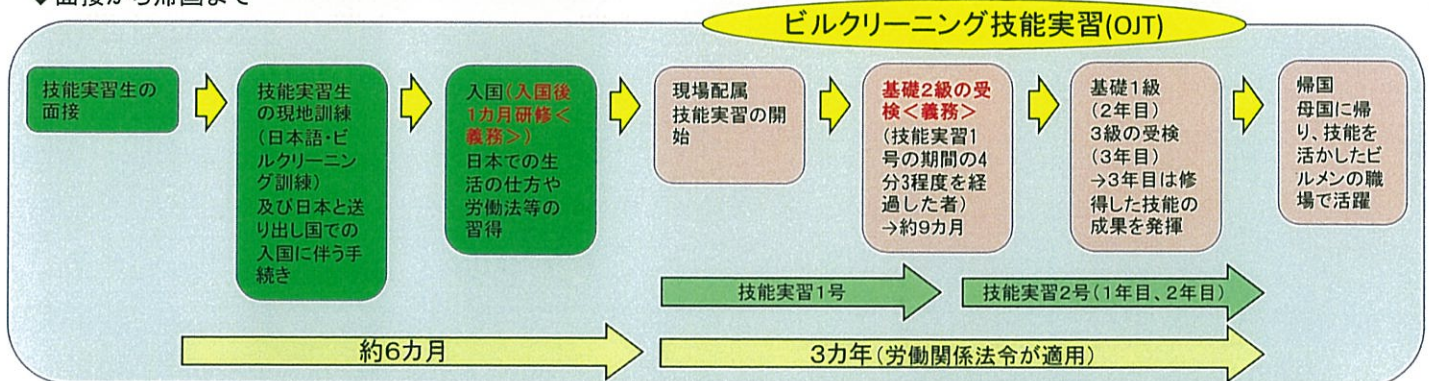
<入国管理局に提出する主な申請書類>

1. 登記事項証明書、損益計算書、貸借対照表
2. 技能実習計画書(3カ年) → **技能審査基準に基づく**
3. 「技能実習用/研修用」在留資格認定証明書交付申請書
4. 在留カード(漢字氏名表記申出書)
5. 雇用契約書、雇用条件書
6. 技能実習指導員履歴書、生活指導員履歴書

常勤職員数	1年間で受入れ可能実習生数
301人以上	常勤職員の20分の1
201人以上300人以下	15人以内
101人以上200人以下	10人以内
51人以上100人以下	6人以内
50人以下	3人以内

19. 外国人技能実習生関連スケジュール

◆面接から帰国まで



<現場配属までの主なスケジュール> 監理団体がサポート

Step	内容	所要時間
Step 1	監理団体入会手続き/外国人技能実習生申請	
Step 2	技能実習生の面接(送り出し国で実施)	約1週間(2~3日間) ... 面接する人数による
Step 3	各種申請資料の作成(受け入れ企業)	約1カ月
Step 4	入国管理局申請(監理団体) → 審査 → 在留資格証明交付	約2カ月
Step 5	ビザ申請(実習生:送り出し機関) → ビザ発給(送り出し国の在外公館) → 入国	約2カ月
Step 6	入国後1カ月研修(監理団体) → 受け入れ企業配属	約1カ月

20. 外国人技能実習生の受け入れにあたり

<現場配属までに受け入れ企業において準備するもの> 監理団体がサポート

1. 技能実習指導員の選任(ビルクリーニング業で通算5年以上の経験を有する者)
2. 生活指導員の選任(資格要件なし。生活面の指導、緊急時の病院引率)
3. 雇用保険の加入(日本人の正規雇用職員採用時と同じ内容で、必須となります)
4. 住居の確保(社員寮が無い場合は、民間アパート等を確保。契約は会社が行い、家賃は給与から控除して結構です)
5. 生活備品の確保(一般生活に必要な電気製品、台所用品、寝具等、消耗品は実習生が購入)
6. 作業用品の確保(作業着、作業用品、安全靴等、実習に必要な用品の準備)
7. その他(通勤・買い物等の自転車等)

<外国人技能実習生の特性とビルクリーニング業における留意点> 監理団体がサポート

1. 現地では日常生活会話のみ。現場でのビルクリーニング関係用語(資機材名や作業名)はわからない
2. 日本人の文化や日常生活、社会習慣が異なることを理解すること
... 「きれい」の感覚や「清掃」は、日本人と異なる
3. ビルオーナー他、現場において関係者等の理解を得ること
... 差別的な発言・行為は避け、暴行・暴言は行わない(ほめるつもりで、頭を、なでることはしない)
4. ビル利用者との間で、コミュニケーションの問題が生じる場合もある
... 例えば、トイレや会議室を尋ねられても、返事ができない。無視することもある。
→ 技能実習生であることを明示(腕章やネームプレート)することで配慮してもらう
5. 製造業とは異なり、ビルクリーニングの場合は現場単位での作業となる。
... 現場や作業に慣れるまで、一人作業をさせないこと → 窃盗=「そこに置いてあるほうが悪い」
6. 入管法や労働基準法を理解している。
... 残業手当や休日出勤手当での不払い等はしない。給与からの天引きの積み立て等も禁止。
7. 所在不明(失踪・逃亡)、犯罪行為
... 就労規則を整備(監理団体に相談)し、則って対応する。 → 解雇や強制帰国もあり得る

◆日本語検定(N検定)

等級	技能レベル
1級	社会人上級
2級	大学卒業(社会人中級)
3級	高校卒業(社会人基礎)
4級	中学校卒業
5級	小学校卒業
6級	小学校4年生
7級	小学校2年生

漢字、言葉の意味、文法、表記(仮名遣い)、語彙、敬語の6分野での総合力を評価

21. 技能審査基準(抜粋) → 厚生労働省のホームページより

作業の定義

ビルクリーニングは、不特定多数の利用者が利用する建築物(注1)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別(注2)の清掃作業(注3)を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業をいう。

(注1) 住宅(戸建て、集合住宅等)を除く建築物をいう。

(注2) 場所別とは、玄関ホール、通路、トイレ、昇降機、専用部等の区分をいい、部位別とは、床、壁面、天井、立面等の区分をいう。

(注3) 清掃作業のうち、日常清掃作業は、毎日1回以上等の頻度で行う作業をいい、定期清掃作業は、年又は月等の単位で定期的に行う作業をいう。

※ 当該職種・作業で技能実習を実施する場合、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項に掲げる登録業種のうち、

第1号の「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受ける必要がある。

必須作業・関連・周辺作業	基礎2級(技能実習1号)	基礎1級(技能実習2号/1年目)	3級(技能実習2号/2年目)
	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①器具及び資材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材(器具、資材及び機械)の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 ①日常清掃作業(トイレ日常清掃作業を除く。)	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 ①日常清掃作業 ②定期清掃作業(トイレ定期清掃作業を除く。)
	安全衛生作業は共通に行う		
	関連作業・周辺作業		
	(1)関連作業 ①資機材倉庫の整備作業/②建物外部洗浄作業(外壁、屋上等) (2)周辺作業 ①建築物内外の植栽管理作業(灌水作業等) /②資機材の運搬作業(他の現場に移動する場合等) (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)		

移行対象職種・作業とはならない作業例

- 1.ビル設備管理作業、2.施設設備作業、3.ハウスクリーニング作業、4.客室等整備(備品の交換等)作業、5.受付業務作業、6.関連作業及び周辺作業のみの場合

22. 外国人技能実習生検定概要

等級	基礎2級	基礎1級	3級(初級)
必要とする技能	日常清掃作業の補助ができる	日常清掃作業ができる	日常及び定期清掃ができる
受験対象	外国人技能実習生	外国人技能実習生	国内従事者及びビルメン業に従事しようとする者、外国人技能実習生
受験可能な実務経歴年数	技能実習1号の期間の4分3程度を経過した者	技能実習2号の1年目の終了予定者	実務経歴0年 (外国人技能実習生は2号の2年目の終了予定者)
実技試験	1. 器具の使い方	1. 弾性床事務室清掃作業 2. 繊維系床会議室清掃作業	1. 弾性床ドライバフ作業 2. ガラス面洗浄作業 3. トイレ日常清掃作業
主な資機材	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ、フロースクイジー、デッキブラシ)、タオル、バケツ、文化ちり取り、汚水取り、ウインドスクイジー、スクレーパー、ブランジャー、ダストクロス、モカキ	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ)、タオル、事務机、折りたたみ椅子、コレクター、分別容器 2. 真空掃除機、静電気ほこり取り、ホワイトボード、会議用テーブル、タオル	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ)、タオル、事務机、折りたたみ椅子、ポリッシュャー(14インチ) 2. シャンパー、ウインドスクイジー、ガラス台、タオル、バケツ 3. 超極細繊維クロス、バケツ、保護手袋、洋式大便器(温水洗浄便座)
実技試験合否基準	満点(50点)の60%以上の得点	満点(50点)の60%以上の得点かつ各課題40%以上の得点	満点(50点)の60%以上の得点かつ各課題40%以上の得点
学科試験	真偽法25問	真偽法25問	真偽法25問
学科試験合否基準	満点(50点)の65%以上の得点	満点(50点)の65%以上の得点	満点(50点)の65%以上の得点
受験手数料	実技 15,000円 学科 3,000円	実技 15,000円 学科 3,000円	実技 15,000円 学科 3,000円

23. 技能実習1号の必須作業概要 →技能検定基礎2級

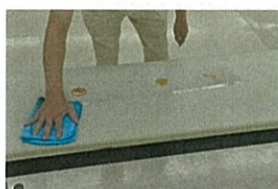
器具及び資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助



掃き作業(自在ほうき)



掃き作業(自在ほうきと文化ちり取り)



拭き作業(タオル)



拭き作業(モップ)



吸着作業(静電気ほこり取り)



掃き作業(ダストクロス)



洗い作業(デッキブラシ)



洗い作業(ブランジャー)



洗い作業(ウインドスクイジー)



削り作業(スクレーパー)



洗い作業(ブランジャー)

24. 技能実習2号(1年目)の必須作業概要 →技能検定基礎1級

日常清掃作業



階段除塵作業



什器備品清掃作業



玄関ホール除塵作業



会議室除塵作業



会議室除塵作業



通路清掃作業



ガラス清掃作業(玄関扉ガラス)

25. 技能実習2号(2年目)の必須作業概要 →技能検定3級

日常清掃作業及び定期清掃作業



トイレ清掃作業(小便器・大便器)



トイレ清掃作業(洗面台)



弾性床洗浄作業



弾性床洗浄作業



ガラス面洗浄作業



ガラス面洗浄作業

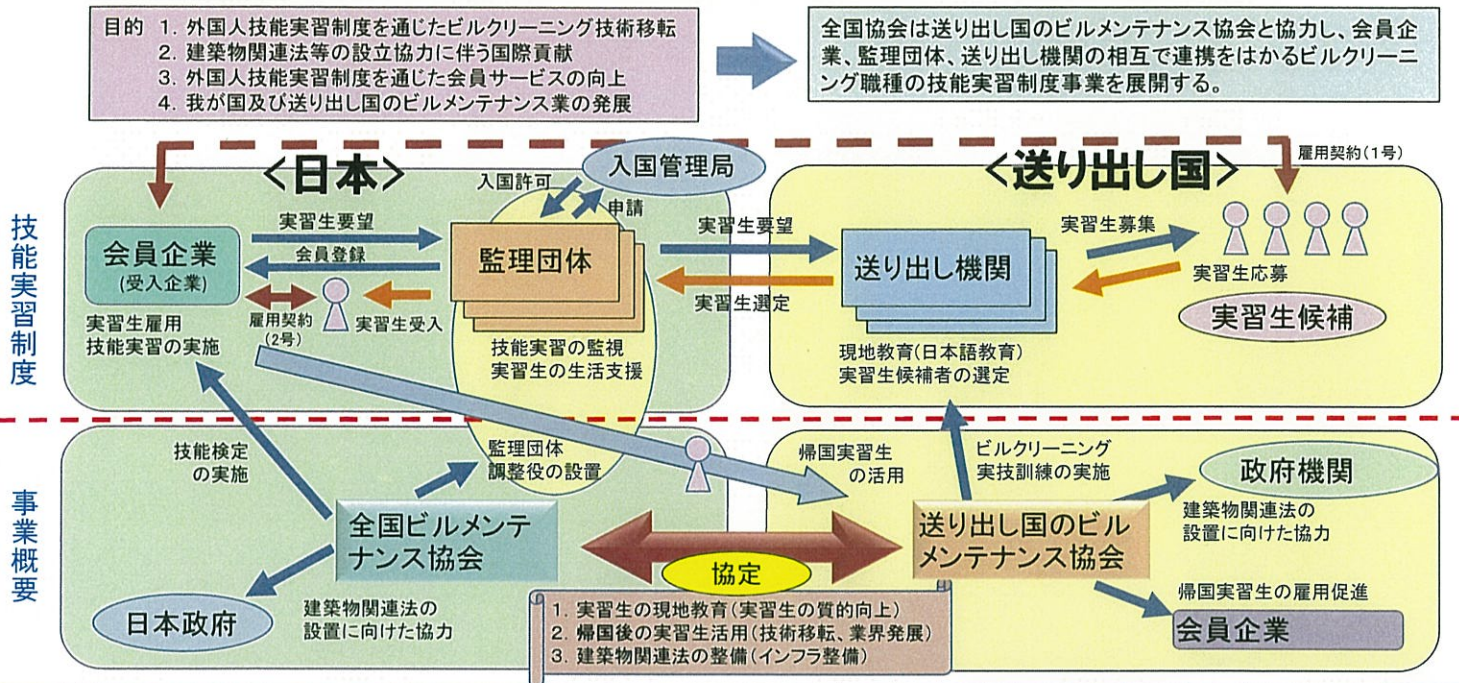


弾性床洗浄作業

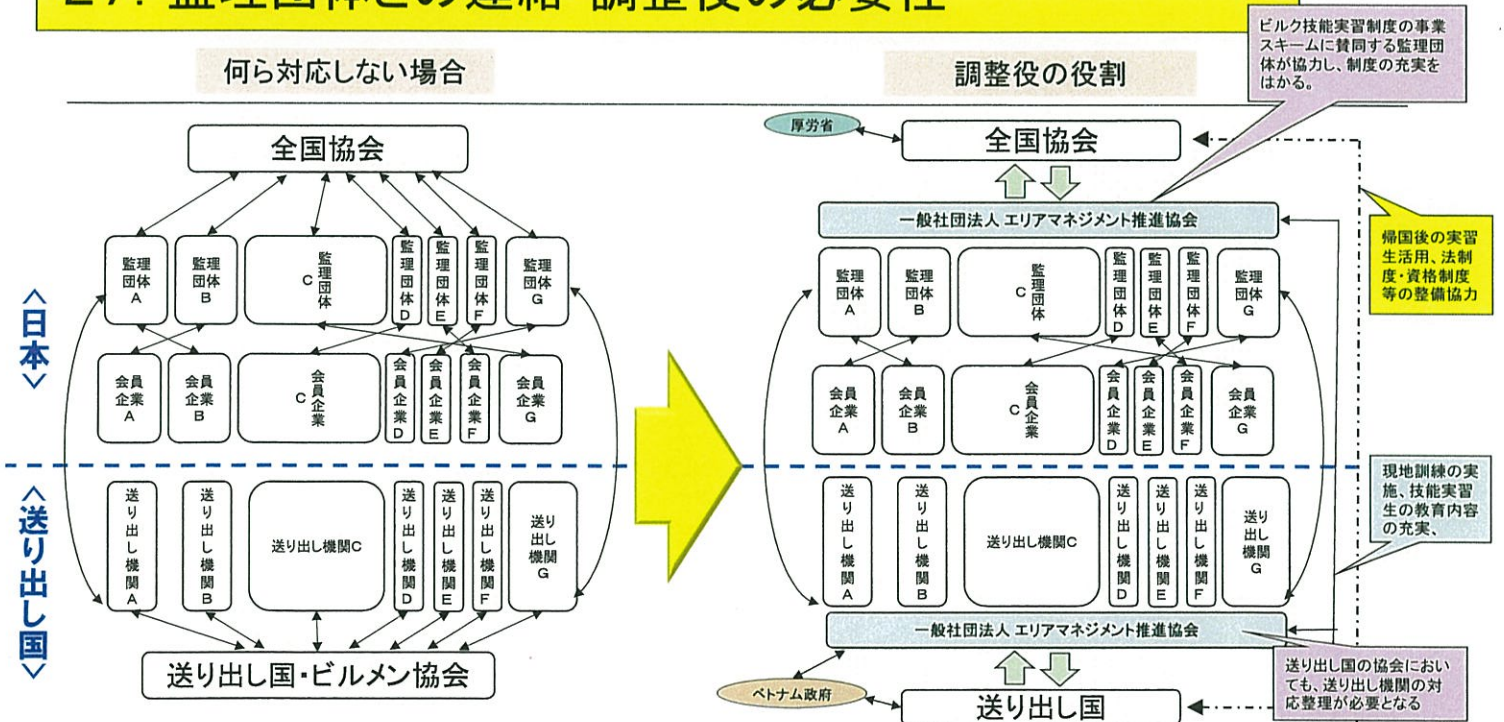


弾性床洗浄作業

26. ビルクリーニング外国人技能実習制度事業概要



27. 監理団体との連絡・調整役の必要性



28. ベトナムでのビルクリーニング訓練スタート



一戸会長のベトナム訪問

1. ヴィンフィック県・県知事への表敬訪問(職種認定の報告)
2. ビルクリーニング技能実習訓練センター開校式
3. ビルクリーニング技能実習訓練センターでの訓練実施



29. 技能実習生費用① 例示:東京都 1年目

(東京都) ベトナム人技能実習生見積もり表

初期費用(1年目のみ)	1名あたり	1社あたり	支払い時期	備考
組合加入出資金	0	10,000	現地面接翌月	初回のみ支払い。退会時に返金。
入国前諸費用	36,750	0	現地面接翌月	入国に関する書類作成、及び事務手数料。
技能実習生総合保険	11,130	0	実習生入国前月	JITCO保険 有効期間は1年間(12ヶ月)。
集合研修費用	136,500	0	実習生入国前月	研修、講師、宿泊、送迎費等。
法的保護講習講師代 (選任講師の招聘)	0	36,000	実習生入国前月	入管法/労働法の受講が義務付けられている。
研修手当	60,000	0	実習生入国前月	実習生1ヶ月の生活費に充当。
実習生航空券代(概算)	120,000	0	実習生入国前月	往復概算費用(実費請求)
現地教育費用	15,000			現地教育費用は、ベトナム送り出し機関へ支払い
初期費用合計	364,380	46,000		

30. 技能実習生費用② 例示:東京都 1年目

技能実習1号 (1年目)	1名あたり	1社あたり	支払い時期	備考
JITCO(国際研修協力機構) 賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3千万円未満: 50,000円 3千万円以上3億円以下: 75,000円 3億円以上: 300,000円
当組合年会費 (税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 ×12ヶ月 →64,800/年
当組合監理費(日本側) (税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 ×12ヶ月 →259,200/年
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月×12ヶ月→180,000/年
技能検定受験料(概算)	20,000	0	8~9ヶ月目	来日8ヶ月前 後で受験(実 技・学科)。
在留資格変更更新手数料	4,300	0	8~9ヶ月目	在留資格変更(1号→2号)手数料
月額基本給与	1,716,044	0	毎月(貴社指定日)	156,004×11ヶ月→1,716,044/年
健康保険(企業負担分)	87,648	0	毎月(貴社指定日)	7,968×11ヶ月→87,648/年
厚生年金保険(企業負担分)	156,882	0	毎月(貴社指定日)	14,262×11ヶ月→156,882/年
雇用保険(企業負担分)	12,012	0	毎月(貴社指定日)	1,092×11ヶ月→12,012/年
その他(宿舍・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担
1年目合計	2,436,086	114,800		

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

31. 技能実習生費用③ 例示:東京都 2年目

技能実習2号 (2年目)	1名あたり	1社あたり	お支払い時期	備考
JITCO(国際研修協力機構) 賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3千万円未満: 50,000円 3千万円以上3億円以下: 75,000円 3億円以上: 300,000円
当組合年会費 (税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 ×12ヶ月 →64,800/年
当組合監理費(日本側) (税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 ×12ヶ月 →259,200/年
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月×12ヶ月→180,000/年
在留期間更新手数料	4,300	0	8~9ヶ月目	在留期間更新(2年目→3年目)手数料
月額基本給与	1,872,048	0	毎月(貴社指定日)	156,004×12ヶ月→1,872,048/年
健康保険(企業負担分)	95,616	0	毎月(貴社指定日)	7,968×12ヶ月→95,616/年
厚生年金保険(企業負担分)	171,144	0	毎月(貴社指定日)	14,262×12ヶ月→171,144/年
雇用保険(企業負担分)	13,104	0	毎月(貴社指定日)	1,092×12ヶ月→13,104/年
その他(宿舍・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担
2年目合計	2,595,412	114,800		

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

32. 技能実習生費用④ 例示：東京都 3年目

技能実習2号 (3年目)	1名あたり	1社あたり	お支払い時期	備考
JITCO(国際研修協力機構) 賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3 千万円未満：50,000円 円以上3億円以下：75,000円 3億円以上：300,000円
当組合年会費 (税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 ×12ヶ月 →64,800/年
当組合監理費(日本側) (税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 ×12ヶ月 →259,200/年
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月×12ヶ月→180,000/年
月額基本給与	1,872,048	0	毎月(貴社指定日)	156,004×12ヶ月→1,872,048/年
健康保険(企業負担分)	95,616	0	毎月(貴社指定日)	7,968×12ヶ月→95,616/年
厚生年金保険(企業負担分)	171,144	0	毎月(貴社指定日)	14,262×12ヶ月→171,144/年
雇用保険(企業負担分)	13,104	0	毎月(貴社指定日)	1,092×12ヶ月→13,104/年
その他(宿舎・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担
3年目合計	2,591,112	114,800		
	1名あたり	1社あたり	総計	1人・1カ月当たり
3年間合計(初期費用含む)	7,986,990	390,400	8,377,390	232,705

※受入れ職種によっては、都道府県別最低賃金ではなく、産業別最低賃金での給与支払いとなります。
 ※健康保険・厚生年金・雇用保険・所得税額は概算になります。なお、2年目より住民税を徴収されます。
 ※初年度の入居時備品代(住宅契約料等)は含まれておりません。
 ※面接会費用(職業紹介)100,000円 面接ごと一社あたり

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

33. 技能実習生 年間会社負担経費 比較① (東京)

日本人従業員 月給19万円の場合(年間)

日本人従業員例	1名あたり	備考
月額基本給与(例：月給19万)	2,280,000	190,000×12ヶ月→2,280,000/年
健康保険(企業負担分)	113,544	9,462×12ヶ月→113,544/年
厚生年金保険(企業負担分)	203,244	16,937×12ヶ月→203,244/年
雇用保険(企業負担分)	15,960	1,330×12ヶ月→15,960/年
賞与(例：年4回)	760,000	その他
1年間合計	3,372,748	
	1年間会社負担金額例：	¥3,372,748
	3年間会社負担金額例：	¥10,118,244

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

34. 技能実習生 年間会社負担経費 比較② (東京)

海外技能実習生の場合(年間)・・・6名採用の場合

技能実習 例	1名あたり	備考
当組合年会費 (税込)	10,8005,400/月×12ヶ月→64,800/年÷6	
当組合監理費(日本側) (税込)	259,20021,600/月×12ヶ月→259,200/年	
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,00015,000/月×12ヶ月→180,000/年	
在留期間更新手数料	4,300在留期間更新手数料	
月額基本給与	1,872,048156,004×12ヶ月→1,872,048/年	
健康保険(企業負担分)	95,6167,968×12ヶ月→95,616/年	
厚生年金保険(企業負担分)	171,14414,262×12ヶ月→171,144/年	
雇用保険(企業負担分)	13,1161,093×12ヶ月→13,116/年	
その他(宿舍・光熱費等)	0実習生負担	
1年間合計	2,606,224	
	1年間会社負担金額例:	2,606,224
	3年間会社負担金額例:	7,818,672

※1年間合計は、技能実習生2年目の費用で概算を出している

※当組合会費は、6名受入時の金額

※負担金額例には、初期費用、JITCO賛助会費は入っていない

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

35. 技能実習生のメリット

実習生を使うメリット

日本人労働者

外国人技能実習生

賞与、昇給が発生

賃金

最低賃金以上であれば、賞与、昇給がない条件で募集可能。

求人広告費に多大な負担がかかる。又費用の割に求人が集まりにくい。

募集

日本の技術を学ぶ為に多くの求職者が集まる。

例: 高卒離職率39.6%(3年以内の離職率)

離職・休職

訪日の評価で母国での評価が問われる為、減多なことでは途中での途中帰国はない

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

36. 技能実習生の課題

(1)経費の問題

1人1カ月当たり経費20万円を支払うことが難しい。

20万円なら国内従事者を雇用できる。地方は16万円程度でないと無理。

(2)業務シフトの問題

1日7～8時間のシフトを組むことが難しい。

1日7～8時間で1年あるいは3年に渡り継続した業務シフトを組むことが難しい。

(3)ベットメイク作業禁止の問題

客室清掃と客室整備(ベットメイク・アメニティ交換)は、一連の業務であり、客室清掃と整備で別の人を対応させるのは非効率である。

(4)周知不足

平成28年6月1日～20日の地区本部説明会に参加しなかった会員企業もあり、外国人技能実習制度に関する全国協会の取り組み等、周知が十分に至っていない可能性